

託児あり

北秋田市 親支援講座

～ ノーバディズ・パーフェクト・プログラム ～

『ほーっとサロン』子育て仲間のしゃべり場

参加無料

子育てしていると、不安や悩み、出てきますよね…。
「完璧な親なんていない」という考え方で、参加者同士でおしゃべりしながら、自分に合った子育てを見つけていく会を開催します。
ぜひご参加ください!

- 日程・会場 ①10月26日(水) 10時～12時 北秋田市交流センター
②11月 2日(水) 10時～12時 市民ふれあいプラザ コムコム
③11月 9日(水) 10時～12時 市民ふれあいプラザ コムコム
④11月16日(水) 10時～12時 市民ふれあいプラザ コムコム

- 対象者 就学前のお子さまの保護者
- 定員 10人

● 申込期限 9月30日(金)

※ マスク着用、手指消毒など感染予防対策をお願いします。

※ 詳しくは下記までお問合せください。

参加者の声

みんなも手探りで子育てしていることを知り、気持ちが楽になった。

☎ 福祉課こども福祉係 ☎62-6638

令和4年8月の大雨に関するお知らせ

8月3日および9日からの大雨により被害を受けた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

家屋等へ浸水等の被害があった方、また、地面のひび割れや斜面から水が湧き出るなどの異常を発見した場合は、市役所または市消防本部へお知らせください。

市役所総務課 ☎62-1111 / 市消防本部 ☎62-1119

『北秋田市防災情報メール』ぜひご登録を!

市では災害が発生するおそれのある際に発表する気象情報や避難情報などを、お持ちの携帯電話・スマートフォンでお知らせしています。

外出先での情報取得はもちろん、市外の方も利用できますので、ご家族へ伝えるためなど、多くの方の登録をお願いします。

QRコード (PC・スマートフォンの方)



QRコード (ガラケーの方)



☎ 総務課危機管理係 ☎62-6602

夏季(9月)の狂犬病予防注射 集団接種を実施します

北秋田市に犬の登録をされている方はどなたでも接種可能です。今年度の接種がまだお済みでない愛犬家の方は、この機会にぜひご利用ください。

※犬の飼い主は、飼い犬の登録と生後91日を過ぎた飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回接種させることが、狂犬病予防法により義務づけられています。

日時	9月3日(土) 9時～10時
場所	市役所本庁舎裏駐車場
費用	登録済犬 1頭につき3,500円 (注射料・済票交付料) 未登録犬 1頭につき6,500円 (登録料・注射料・済票交付料)
	(登録料3,000円 注射料2,950円 済票交付料550円)

※当日に犬の登録をされる方は、事前に申請書をご記入のうえお越しください。

※当日は愛犬手帳およびハガキを必ずご持参ください。

※接種会場には犬を制止できる方がご来場ください。また、伸縮リードは必ずロックし、首輪が抜けないうえをお願いします。

※飼い主の方はマスク着用等の感染予防対策をお願いします。

☎ 生活課環境係 ☎62-1110

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります
▷ 65歳以上である
▷ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
▷ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている必要があります
▷ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続きはお早めに!

請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月初旬から請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。年金給付金 検索
▶ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください
※ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎ 給付専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル) / 市民課国保年金係 ☎62-1118

更新

国民健康保険被保険者証 更新のお知らせ

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、令和4年9月30日までの有効期限となりますので、9月末までに新しい被保険者証をお送りします。

10月以降に病院で受診される際は、新しい被保険者証を提示してください。

- ◆ 新たに他の健康保険に加入された方は、国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。資格喪失後に国民健康保険被保険者証を使用して受診した場合は、医療費の返還を求められる場合がありますので、忘れずに国保年金係または各窓口センター・出張所で手続きをお願いします。

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118

後期高齢者医療制度

からのお知らせ

新しい被保険者証をお送りします

令和4年10月1日より、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

これに伴い、加入されているすべての方に被保険者証の更新を行います。被保険者証の受け取りにご協力をお願いします。

7月にお送りした被保険者証

ねずみ色

【有効期間】
令和4年9月30日まで

※「負担限度額認定証」の更新は行いません。現在お持ちの被保険者証を継続してご使用ください。

新しい被保険者証

水色

【有効期間】
令和4年10月1日から
令和5年7月31日まで

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118 合川総合窓口センター ☎78-2112
森吉総合窓口センター ☎72-3115 阿仁総合窓口センター ☎82-2112